

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした同月〇日以後基本手当を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

- (1) 請求人は、平成〇年〇月〇日付けでA県B市に所在する会社C（以下「事業所」という。）を退職し、同月〇日にB公共職業安定所長（以下「B所長」という。）から受給資格決定を受けた。その後、請求人は、E県F市に転居したため、B所長に指示された初回認定日である同年〇月〇日に公共職業安定所（以下「所」という。）に来所し、同月〇日に雇用保険初回説明会に参加した。
- (2) 平成〇年〇月〇日、請求人は所での職業相談の際に、請求人が強迫性障害を患っていること、精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）は有していないこと、現在は医療機関に通院していないことなどを述べた。その後、同月〇日に所に来所した際、基本手当の支給日数について、要旨、以前に3級の手帳の交付を受けることができる症状である旨医師より診断されたが、通院しても快方に向かわないため通院は続けず、手帳の交付も受けなかったものであり、手帳を所持していないことを理由に所定給付日数を増やさないのはおかしいのではないかと主張した。これに対し、安定所長は、精神障害者として就職困難者と認められるためには、受給資格決定時において手帳を有しているか、医師の意見書により統合失調症、そう病、うつ病、そううつ病、又はてんかんにかかっているとの確認がされた場合に限る旨説明した。
- (3) 平成〇年〇月〇日、請求人の被保険者期間について、本件に係る事業所より

も前の事業所に雇用されていた期間が確認されたため、既に特定受給資格者として認定されていたことと併せ、安定所長は請求人の所定給付日数を180日に変更した。平成〇年〇月〇日、安定所長は請求人に対して最後の失業認定を行い、所定給付日数の支給を終了した（以下「本件処分」という。）。

(4) 平成〇年〇月〇日、請求人は、本件処分を不服として、雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、安定所長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした同月〇日以後基本手当を支給しない旨の処分が妥当であると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 安定所長は、請求人は雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「法」という。）第23条第1項による特定受給資格者にあたるため、その所定給付日数を最終的に180日であると判断したが、請求人は、要旨、自身が法第22条第2項に定める就職が困難なもの（以下「就職困難者」という。）に該当するため、その所定給付日数は360日になると主張している。

(2) 就職困難者とは、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号。以下「規則」という。）第32条において、身体障害者や精神障害者等が列挙されており、このうち精神障害者（以下「就職困難者（精神障害）」という。）については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第6号及び同法施行規則（昭和51年労働省令第38号）第1条の4（以下

「精神障害者関係規定」という。)に規定する精神障害者、すなわち、手帳の交付を受けている者若しくは統合失調症、そううつ病(そう病及びうつ病を含む。)又はてんかんにかかっている者(以下「統合失調症等の患者」という。)であるとされている。請求人についてみると、受給資格決定時において、手帳や、統合失調症等の患者である旨の診断書を提示しておらず、これらを所持しているとも主張していないことから、就職困難者(精神障害)に当たらないことは明らかである。

(3) 請求人は自身が強迫性障害に罹患しており、以前、医師より手帳3級に該当すると診断された旨主張するが、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)によれば、手帳は、都道府県知事が医師の診断書等により、交付申請者の日常生活への支障度などを勘案して交付されるものであり、仮に請求人が主張するような説明を医師から受けていたとしても、当該事実のみをもって手帳所持者としてみなされるものではないことから、請求人が就職困難者(精神障害者)に該当するとは判断できないものである。

(4) なお、請求人は、安定所長の判断と、G労働局ないし職業安定局の回答に差異があることから、本件処分には疑義があると主張しているが、安定所長は精神障害者関係規定に基づいて、その規定どおり請求人に説明したものであるので、何ら違法性は認められない。

請求人の電話照会がどのような内容であったか、正確な記録等がないので判然としないが、G労働局ないし職業安定局が、請求人が手帳を持たない場合について説明したとすれば、精神障害者関係規定のとおり、手帳がない場合であっても診断書等の客観的な証明書類によって統合失調症等の患者であることが確認できる場合には、就職困難者(精神障害者)と認定しうる旨説明をしたに過ぎないものであると考えられるため、請求人の主張は失当である。

3 以上のとおりであるから、安定所長が平成○年○月○日付けで請求人に対してした同月○日以後基本手当を支給しない旨の処分は妥当であり、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。